

気象警報発令時の対応について【前期課程】

※登校に関しては、**安全を優先してください。**

- 1 前期課程の全生徒は、登校前において松山地方気象台による「特別警報」「暴風警報」「大雨警報」「暴風雨警報」「暴風雪警報」のいずれかが、「東予西部」に発令されている場合、登校準備をして「自宅待機」とする。

今治以外の地域に居住している生徒は、居住地域（例「東予東部」）に「特別警報」「暴風警報」「大雨警報」「暴風雨警報」「暴風雪警報」のいずれかが発令されている場合も自宅待機とする。
--
- 2 午前7時の時点で、「東予西部」に「特別警報」「暴風警報」「大雨警報」「暴風雨警報」「暴風雪警報」のいずれかが発令されている場合、給食は中止になる。
- 3 警報が午前10時までに解除されない場合は、午後4時まで「自宅学習」とする。警報が午前10時までに解除された場合は、昼食をすませ、安全に注意して、5限目の授業開始時刻にあわせて登校する。
- 4 船・電車・バスなど、公共の交通機関を利用している生徒は、警報解除後も交通機関が利用できない場合は「自宅待機」とし、運行開始後に登校する。
- 5 警報が解除されていても安全でないと思われる場合は（増水、土砂災害、強風など）学校に連絡して「自宅待機」とする。
- 6 上記により判断し、原則として学校への問い合わせはしない。

公共交通機関の運行停止や遅れへの対応について【前期課程】

- 1 運行が午前10時までに開始された場合は、速やかに登校する。
- 2 午前10時を過ぎても運行されない場合は「自宅学習」とする。ただし、しまなみ海道経由のバス等、他の交通機関の利用が可能ならば登校する。
- 3 教員の対応
 - (1) 朝の会で公共機関を利用して通学している生徒の出欠席を確認する。
 - (2) 朝の会終了後、直ちに職員室の出欠黒板に欠席者名を記入する。
 - (3) 授業担当者は、遅れて登校した生徒の有無を確認して教務課長に報告（授業後）する。
 - (4) 公共機関の運行停止・遅延による欠席・遅刻は公欠扱いとし、出席簿にその旨記入する。